

特集2 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して

第1節 検討の背景・経緯

1 「新しい時代の初等中等教育の在り方について」(平成31年4月17日諮問)

人工知能（AI）、ビッグデータ、Internet of Things（IoT）、ロボティクス等の先端技術が高度化し、あらゆる産業や社会生活に取り入れられたSociety5.0時代の到来や、社会の在り方そのものがこれまでとは「非連続」といえるほど劇的に変わる状況が生じつつあるなか、変化し続ける社会状況を見据え、初等中等教育の現状及び課題を踏まえてこれからの初等中等教育の在り方について総合的に検討するため、平成31年4月17日に開催された中央教育審議会総会において、文部科学大臣から、「新しい時代の初等中等教育の在り方」について諮問を行いました。諮問の主な内容は、①新時代に対応した義務教育の在り方、②新時代に対応した高等学校教育の在り方、③増加する外国人児童生徒等への教育の在り方、④これからの時代に応じた教師の在り方や教育環境の整備等と多岐にわたる内容となっており、中央教育審議会初等中等教育分科会をはじめ、その下に設けられた「新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会」を中心に、教育課程部会や教員養成部会等、関係する部会等において、諮問全体について横断的に審議が進められました。

令和元年12月には、初等中等教育分科会において、これまでの審議を踏まえた「論点取りまとめ」が行われ、2020年代を通じて実現を目指す新しい時代を見据えた学校教育の姿として、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない個別最適な学びの実現や、その学びを支えるための質の高い教育活動を実施可能とする環境の整備が示されました。その上で、このような教育を実現していくために必要な方向性が示されるとともに、今後検討を行うべき論点がまとめられました。

この論点取りまとめを踏まえ、さらに議論を深めるべく、審議が進められる中、新型コロナウイルス感染症の拡大という危機に直面し、中央教育審議会としても会議の中止や延期を余儀なくされました。また、令和2年3月には、全国の学校で臨時休業の措置が取られ、長期にわたり、子供たちが学校に通えないという事態が生じました。この事態を受け、初等中等教育分科会及び新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会では、オンラインで緊急会議が開催され、臨時休業等により学校に登校できない子供たちへの支援と学校再開後の在り方について、メッセージがまとめられました。また、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大によって大きな注目が集まった遠隔・オンライン教育を含むICTの活用についても集中的な議論が行われました。

令和2年10月7日には、関係部会等での議論も踏まえ、初等中等教育分科会において、「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（中間まとめ）」が取りまとめられました。その後、関係団体からのヒアリングの結果や、パブリック・コメントの結果も踏まえ、約1年9か月にわたる審議の結果、令和3年1月26日に「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答

申)」(以下、「答申」という。)が取りまとめられました。

2 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して(令和3年1月26日答申)の概要

答申では、Society5.0時代の到来など、社会の在り方そのものが劇的に変わる社会状況を見据え、これからの初等中等教育の在り方について、第Ⅰ部を総論、第Ⅱ部を各論として、目指すべき改革の方向性と具体的な方策が示されました。

第Ⅰ部 総論は以下の全5章から構成されています。

1. 急激に変化する時代の中で育むべき資質・能力
2. 日本型学校教育の成り立ちと成果、直面する課題と新たな動きについて
3. 2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿
4. 「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性
5. 「令和の日本型学校教育」の構築に向けたICTの活用に関する基本的な考え方

詳細については第2節以降にお示ししますが、2020年代を通じて実現を目指す学校教育が「令和の日本型学校教育」とされ、全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びを実現するため、これまでの学校教育が果たしてきた役割を重視・継承しつつ、必要な改革を進めていくべきとされています。

さらに、「令和の日本型学校教育」の実現に向けて、ICTは基盤的なツールとして必要不可欠なものであり、これまでの実践とICTとを最適に組み合わせることで、学校教育が抱える様々な課題を解決し、教育の質の向上につなげていくこととされています。

また、総論を受けた、第Ⅱ部 各論は以下の全9章から構成されています。各章において提言されている方策や、提言を踏まえた具体的な取組は、第3節にてお示しします。

1. 幼児教育の質の向上について
2. 9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について
3. 新時代に対応した高等学校教育等の在り方について
4. 新時代の特別支援教育の在り方について
5. 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方について
6. 遠隔・オンライン教育を含むICTを活用した学びの在り方について
7. 新時代の学びを支える環境整備について
8. 人口動態等を踏まえた学校運営や学校施設の在り方について
9. Society5.0時代における教師及び教職員組織の在り方について

第2節

2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿と今後の方向性

1 2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿

総論においては、まず、現在の学校教育を取り巻く社会の変化と、その中で育むべき資質・能力がまとめられたうえで、「日本型学校教育」と言われる我が国の学校教育の成果と、変化する時代の中で直面する課題について整理されました。

具体的には、急激に変化する時代の中で、我が国の学校教育には、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続

可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められているとされています。この資質・能力の育成に向けては、子供たちの知・徳・体を一体で育むこれまでの日本型学校教育の成果と、子供たちの多様化や教師の長時間勤務といった直面する課題を踏まえつつ、学校における働き方改革や、GIGAスクール構想の実現といった新たな動きも加速・充実させながら、新学習指導要領を着実に実施することが必要であるとされたところです。

その上で、2020年代を通じて実現を目指す学校教育が「令和の日本型学校教育」と名付けられ、その具体的な姿が「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」と描かれました。各学校においては、教科等の特質や児童生徒の実情を踏まえながら、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげていくことが求められています。

以上を踏まえ、各学校段階における「子供の学び」、「教職員の姿」、「子供の学びや教職員を支える環境」について、「こうあってほしい」という願いを込め、目指すべき姿が具体的に示されています。

（1）子供の学び

「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図りつつ、以下①～⑤のような学びの姿の実現を目指すと考えられました。

①幼児教育

小学校との円滑な接続、質の評価を通じたPDCAサイクルの構築等により、質の高い教育が提供され、身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で達成感を味わいながら、全ての幼児が健やかに育つことができる。

②義務教育

新たなICT環境や先端技術の活用等による学習の基盤となる資質・能力の確実な育成が行われるとともに、多様な児童生徒一人一人の興味・関心等に応じ、意欲を高めやりたいことを深められる学びが提供されている。

また、学校ならではの児童生徒同士の学び合い、多様な他者と協働した探究的な学びなどを通じ、地域の構成員の一人や主権者としての意識が育まれている。

生涯を通じて心身共に健康な生活を送るために必要な資質・能力を育成するとともに、児童生徒の生活や学びにわたる課題（貧困、虐待等）が早期に発見され、全ての児童生徒が安全・安心に学ぶことができる。

③高等学校教育

社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力や、社会の形成に主体的に参画するための資質・能力が身に付けられるよう、初等中等教育段階最後の教育機関として、高等教育機関や実社会との接続機能を果たしている。

そのなかで、各高等学校においては、特色・魅力ある教育活動が行われるとともに、地方公共団体、企業、高等教育機関、国際機関、NPO等の多様な関係機関と連携・協働することによって地域・社会の抱える課題の解決に向けた学びが学校内外で行われ、高い学習意欲を持って学びに向かっている。

さらに、多様な生徒一人一人に応じた探究的な学びが実現されるとともに、STEAM教育など実社会での課題解決に生かしていくための教科等横断的な学びが提供されている。

④特別支援教育

全ての教育段階において、インクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行われ、全ての子供たちが適切な教育を受けられる環境が整備され、障害のある子供とない子供が可能な限りともに教育を受けられる条件整備が行われている。

また、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備がなされている。

⑤各学校段階を通じた学び

幼児教育から小学校、中学校、高等学校、大学・社会といった段階を通じ、一貫して自らの将来を見通し、社会の変化を踏まえながら、自己のキャリア形成と関連付けて学び続けている。

(2) 教職員の姿

実現すべき姿として、学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続け、子供一人一人の学びを最大限に引き出し、主体的な学びを支援する伴走者としての役割を果たしていることや、多様な人材の確保や教師の資質・能力の向上により質の高い教職員集団が実現し、多様なスタッフ等とチームとなり、校長のリーダーシップの下、家庭や地域と連携しつつ学校が運営されていることが示されました。

さらに、働き方改革の実現や教職の魅力発信、新時代の学びを支える環境整備により教師が創造的で魅力ある仕事であることが再認識され、志望者が増加し、教師自身も志気を高め、誇りを持って働くことができていることも、目指すべき教職員の姿として掲げられています。

(3) 子供の学びや教職員を支える環境

実現すべき環境として、小学校、中学校、高等学校段階における1人1台端末環境の実現、デジタル教科書等の先端技術や教育データを活用できる環境の整備、統合型校務支援システムの導入等により、全国津々浦々の学校において指導・支援の充実、校務の効率化、教育政策の改善・充実等がなされていることが示されました。

また、ICTの活用環境と少人数によるきめ細かな指導体制の整備、学校施設の整備等により新しい時代の学びを支える学校教育の環境が整備されていることに加え、人口減少が加速する地域においても、小学校と中学校の連携、学校施設の複合化・共用化等の促進などを通じて、魅力的な教育環境が実現されていることも示されています。

2 「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性

家庭の経済状況や地域差、本人の特性等にかかわらず、全ての子供たちの知・徳・体を一体的に育むため、これまで日本型学校教育が果たしてきた、①学習機会と学力の保障、②社会の形成者としての全人的な発達・成長の保障、③安全・安心な居場所・セーフティネットとしての身体的、精神的な健康の保障、という3つの保障を学校教育の本質的な役割として重視し、これを継承していくことが必要であるとされました。

その際、学校現場の負担軽減、教職員定数、専門スタッフの拡充等の人的資源、ICT環境や学校施設の整備等の物的資源を十分に供給・支援することが、国に求められる役割として挙げられています。

また、履修主義か修得主義か遠隔・オンラインか対面・オフラインかといった「二項対

立」の陥穽に陥らず、教育の質の向上のために、発達の段階や学習場面等によりどちらの良さも適切に組み合わせて生かしていくという考え方に立つべきであるとされています。

以上を踏まえ、「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学び」を実現するための令和の日本型学校教育の構築に向けて、以下（1）から（6）までの6つの方向性が挙げられました。

（1）学校教育の質と多様性、包摂性を高め、教育の機会均等を実現する

新しい時代を生きる子供たちに必要となる資質・能力を一層確実に育むため、子供たちの基礎学力を保障してその才能を十分に伸ばし、社会性等を育むことができるよう、学校教育の質を高めることが重要であり、多様化する子供たちに対応して個別最適な学びを実現しながら、学校の多様性と包摂性を高めることが必要であるとされました。また、現に学校教育に馴染めないでいる子供に対して実質的に学びの機会を保障するとともに、地理的条件にかかわらず、教育の質と機会均等を確保することが重要であることが示されています。このような取組を含め、憲法や教育基本法に基づく「教育の機会均等」を真の意味で実現していくことが求められています。

（2）連携・分担による学校マネジメントを実現する

学校が様々な課題に対処しつつ、働き方改革を推進するためには、従来型のマネジメントの下、既存のリソースだけで対処するには限界があり、校長のリーダーシップの下、組織として教育活動に取り組む体制を整備し、学校内外との関係で、「連携と分担」による学校マネジメントを実現することが重要であるとされました。特に、学校内においては、外部人材や専門スタッフ、事務職員等、教師以外の多様な人材の活用などを通じて、組織全体としての総合力を発揮していくことが求められています。また、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を果たすとともに、相互に連携・協働し、地域全体で子供たちの成長を支えていく環境を整えることも必要であるとされました。

（3）これまでの実践とICTとの最適な組合せを実現する

GIGAスクール構想による1人1台端末を最大限に生かし、端末を日常的に活用するとともに、教師が対面指導と遠隔・オンライン教育とを使いこなすなど、これまでの実践とICTとを最適に組み合わせることで、学校教育における様々な課題を解決し、教育の質の向上につなげていくことが必要であるとされました。

（4）履修主義・修得主義等を適切に組み合わせる

現行の日本の学校教育制度では、

- ・所定の教育課程を一定年限の間に履修することでもって足りるとする「履修主義」
- ・履修した内容に照らして一定の学習の成果が期待される「修得主義」
- ・進学・卒業要件として一定年限の在学を要する「年齢主義」
- ・進学・卒業要件として一定の課程の修了を要求する「課程主義」

の考え方がそれぞれ取り入れられていることが示されました。

「修得主義」や「課程主義」には、個人の学習状況や成果に着目し、それぞれの学習状況に応じた学習内容を提供するという共通点があり、個人の学習状況や成果に着目するため、個に応じた指導や能力別・異年齢編成に対する寛容さを持っている一方で、個別での学習が強調された場合、多様な他者との協働を通じた社会性の涵養など集団としての教育の在り方が問われる面は少なくなるという指摘もであるとされました。

他方、「履修主義」や「年齢主義」は、対象とする集団に対して、一定の期間をかけて共通に教育を行うという共通点があり、ある一定の期間の中で、個人の成長に必要な時間のかかり方を多様に許容し包含する側面がある一方で、過度の同調性や画一性をもたらすという指摘もあるとされています。

これらも踏まえつつ、義務教育段階においては、進級や卒業の要件としては「年齢主義」を基本としながら、教育課程を履修したと判断するための基準については、「履修主義」と「修得主義」の考え方を適切に組み合わせ、それぞれの長所を取り入れる教育課程の在り方を目指すべきであるとされました。

また、高等学校については、既に修得主義・課程主義の要素をより多く取り入れた制度となっていることも踏まえて、各学校において、生徒の現状に応じた教育課程の在り方を検討していく必要性が示されています。

(5) 感染症や災害の発生等を乗り越えて学びを保障する

今般の新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、新たな感染症や災害の発生等の緊急事態であっても必要な教育活動を継続することが重要であり、新しい時代の教室環境に応じた指導体制や必要な施設・設備の整備を進めることや、臨時休業等の際にも、関係機関との連携を図りつつ、子供たちと学校との関係を継続することで、心のケアや虐待の防止を図り、子供たちの学びを保障していくための方策を講じることが必要であるとされました。

また、これらの取組を円滑に進めるためには、学校の設置者が首長部局との連携を積極的に行い、学校における取組をしっかりと後押しすることが重要であり、率先して課題に取り組み、学校を支援する教育委員会の在り方について検討すべきであるとされています。

(6) 社会構造の変化の中で、持続的で魅力ある学校教育を実現する

少子高齢化や人口減少などにより社会構造が変化する中でも、学校教育の持続可能性を確保しながら魅力ある学校教育を実現するため、必要な制度改正や運用改善を行うことが必要であるとされました。

また、地方においても、魅力的で質の高い学校教育を実現するため、学校の配置やその施設の維持管理、学校間の連携の在り方を検討していくことが求められています。

第3節

「令和の日本型学校教育」の実現に向けた具体的な取組と今後の検討課題

1 答申において示されている具体的な取組

ここでは、答申の第Ⅱ部各論において示された、「令和の日本型学校教育」の実現に向けた方策と、提言を受けた、文部科学省における具体的取組について、(1)～(9)のとおりまとめています。

(1) 幼児教育の質の向上について

○基本的な考え方

幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、義務教育及びその後の教育の基礎を培うことを目的とするものであり、諸外国においても、質の高い幼児教育を提供することで、忍耐力や自己制御、自尊心といった社会情動的スキルやいわゆる非認知能

力を育み、将来の生活に大きな差を生じさせる効果があるとの研究成果をはじめ、幼児教育の重要性についての認識が高まっているとされています。このため、幼稚園、保育所、認定こども園といった各幼児教育施設においては、集団活動を通して、幼児期に育みたい資質・能力を育成する幼児教育の実践の質の向上に一層取り組んでいくことが必要とされています。

特に、今日では、新型コロナウイルス感染症への対応をとりつつ、子供の健やかな育ちをいかに守り支えていくかが課題となっており、こうした課題にも的確に対応するため、教育環境の整備も含めた幼児教育の内容・方法の改善・充実や、幼児教育を担う人材の確保・資質及び専門性の向上、幼児教育を推進するための体制の構築等の取組を進めることが必要であるとされました。

○質の向上のための具体的方策

上記の基本的な考え方を踏まえ、幼児教育の内容・方法の改善・充実、幼児教育を担う人材の確保・資質及び専門性の向上、幼児教育を推進するための体制の構築等の取組を推進することが必要であることから、文部科学省においては、令和3年度においても、引き続き、幼児教育の理解推進等に関する取組とともに、保健・福祉等の専門職との連携をはじめ、新型コロナウイルス感染症で顕在化した多様な課題にも対応する幼児教育推進体制の構築に向けた支援や、幼稚園教諭の人材確保策等に関する取組を実施していきます。

また、新型コロナウイルス感染症等への対応として、幼稚園等のICT環境整備や、預かり保育や感染症対策のための改修等への支援により教育環境の整備を図ることとしています。

(2) 9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について

○基本的な考え方

我が国のどの地域で生まれ育っても、知・徳・体のバランスのとれた質の高い義務教育を受けられるようにすることが国の責務であり、学習指導要領の着実な実施により義務教育の目的・目標を達成する観点から、9年間を通した教育課程、指導体制、教師の養成等の在り方について一体的に検討を進める必要があるとされています。また、児童生徒が多様化し学校が様々な課題を抱える中にあっても、義務教育において決して誰一人取り残さないということを徹底するため、一人一人の能力、適性等に応じ、その意欲を高めやりたいことを深められる教育の実現や、特別支援教育のより一層の充実等も重要であることが示されています。

○学力の確実な定着等の資質・能力の育成に向けた方策

学習指導要領で示された資質・能力の3つの柱をバランスよく育成すること、教科等横断的な視点から教育課程の編成・充実を図ることが必要とされています。また、各学校段階を通した学びに向かう力の育成を行うことや、キャリア教育を充実することが重要とされており、文部科学省においては、引き続き学習指導要領の着実な実施に取り組んでまいります。

○補充的・発展的な学習指導

児童生徒や学校の実態に応じ、指導方法等を工夫した補充的な学習や学習内容の理解を深め広げる発展的な学習などを取り入れることなどにより、個に応じた指導の充実を図ることや、学校において特に必要がある場合は、異なる学年の内容を含めて学習指導要領に示していない内容を加えて指導することが可能であるとされています。また、特定分野に特異な才

能のある児童生徒に対する学校での指導・支援の在り方等について、実証的な研究開発を行う必要があるとされています。これを踏まえ、文部科学省では、令和3年度から、研究開発学校において実証的な研究に取り組んでいます。

○カリキュラム・マネジメントの充実に向けた取組の推進

各学校におけるカリキュラム・マネジメントの充実・強化を図る観点から、標準授業時数の意義を踏まえつつ、各学校が持っている教育課程の編成・実施に関する裁量を明確化するとともに、総枠としての授業時数は引き続き確保した上で、教科等ごとの授業時数の配分について一定の弾力化が可能となる新たな制度を設けることとされています。

○小学校高学年からの教科担任制の推進

小学校高学年からの教科担任制については、児童の学習内容の理解度・定着度の向上と学びの高度化が図られること、複数の教師による多面的な児童理解を通じた児童の心の安定に資すること、いわゆる「中1ギャップ」の解消等、小学校から中学校への円滑な接続に寄与することから、教師の負担軽減を図りつつ個別最適な学びを実現するため、義務教育9年間を見通した指導体制の構築に向け、令和4年度を目途に導入するとの方向性が示されています。文部科学省では、有識者による検討会議を立ち上げ、新たに専科指導の対象とすべき教科や、学校規模・地理的条件に応じた教職員配置の在り方など、教科担任制の導入に向けた専門的・技術的な検討を進めています。

(3) 新時代に対応した高等学校教育等の在り方について

○基本的な考え方

高等学校への進学率が約99%に達する中、高等学校では、義務教育において育成された資質・能力を更に発展させながら、生徒の多様な能力・適性、興味・関心等に応じた学びを実現することが必要であるとされています。

○新しい時代の高等学校教育の実現に向けた制度改正

各高等学校の特色化・魅力化に向けて、各高等学校の存在意義・社会的役割等の明確化、入口から出口までの教育活動の指針の策定、「普通教育を主とする学科」の弾力化・大綱化等が求められるとともに、定時制・通信制課程における多様な学習ニーズへの対応と質保証も重要であるとされました。これを踏まえ、文部科学省においては、令和3年3月31日に学校教育法施行規則等の一部を改正する省令を公布し、所要の規定を整備しました*1。

○地域産業界を支える革新的職業人材の育成

職業教育を主とする学科を置く高等学校においては、産業界と高等学校と一体となった、社会に開かれた教育課程の推進が重要であり、具体的には、これまでの企業等の外部講師の招へいやインターンシップ等の連携から更に進化し、経済団体等の産業界を核として、将来の地域産業界の在り方を踏まえた専門高校段階での人材育成の在り方を整理し、それに基づく教育課程の開発・実践を行うことが必要であるとされています。これを踏まえ、文部科学省においては、令和3年度より、成長産業化に向けた革新を図る産業界と専門高校が一体・同期化し、第4次産業革命・地域の持続的な成長を牽引するための絶えず革新し続ける最先端の職業人育成システムの構築を図るマイスター・ハイスクール（次世代地域産業人材育成

*1 参照：第2部第4章第6節

刷新事業)を実施することとしています。

○高等専修学校の機能強化

不登校や中退者等様々な事情を抱えた生徒にとって学びのセーフティネットとしての役割も果たしている高等専修学校について、国は、高等教育や就業につながる教育カリキュラムの開発や、高等専修学校と地域・企業等との連携を通じた教育体制の構築を支援すること等が重要であるとされています。文部科学省においては、高等専修学校と地域・外部機関等との効果的連携の推進や卒業後の自立につなげる教育モデルの開発等への支援を行っています。

(4) 新時代の特別支援教育の在り方について

○基本的な考え方

障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を構築し、特別支援教育を進展させていくために、引き続き、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件整備、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に進めていく必要があるとされています。

○特別支援学校の設置基準の策定

特別支援学校の教育環境を改善するため、特別支援学校に備えるべき施設等を定めた特別支援学校設置基準を策定することとされていることを踏まえ、文部科学省において、特別支援学校設置基準の策定を進めています*2。

○特別支援教育を担う教師の専門性の向上

特別支援学校教諭の教職課程において、発達障害等全ての学校種で課題となっている内容について学べるようにするとともに、小学校等の教職課程同様、共通的に修得すべき資質・能力を示したコアカリキュラムを策定することとされていることを踏まえ、文部科学省では、今後有識者会議等において議論を進めていくこととしています。

(5) 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方について

○基本的な考え方

外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、関連施策の制度設計を行うとともに、我が国の学校で学ぶ外国人の子供たちが急増している現状を踏まえた施策の充実を図る必要があります。また、日本人の子供を含め、多様な価値観や文化的背景に触れる機会を生かし、グローバル人材の育成や異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育にも取り組む必要があるとされています。

○指導体制の充実と教師等の指導力の向上

日本語指導のための教師等の確保や研修機会の充実を図るとともに、新たな指導人材の確保と学校における日本語指導の専門性の向上について検討を行うこととされています。

*2 令和3年6月時点

文部科学省においては、日本語指導を担当する教師の配置について、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（義務標準法）の規定に基づいた改善を計画的かつ着実に実施するとともに、補助事業「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」を活用して日本語指導補助者・母語支援員の配置等をはじめとする学校の体制構築に取り組んでいます。また、「外国人児童生徒等教育アドバイザー」の派遣や、教員・支援者向け研修用動画コンテンツの制作・公開等により、日本語指導を担当する教師等の研修の場を提供しています。

○就学状況の把握・就学促進、中学生・高校生の進学・キャリア支援

学齢期の子供を持つ外国人に対し、就学促進の取組を実施することにより、着実に就学につなげていくことや、外国人生徒等の高等学校・大学等への進学や就職等の進路選択を支援するとともに、高等学校における指導の充実を図る必要性が示されています。

文部科学省においては、令和2年7月1日に「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」を策定し、自治体において外国人の子供の就学促進等に取り組むために講ずべき事項を示しました。また、補助事業「外国人の子供の就学促進事業」により、自治体における就学状況把握や不就学の状況に陥っている子供の支援に取り組んでいます。さらに、高等学校において外国人生徒等に対する指導を充実させるため、高等学校における「特別の教育課程」の編成・実施に関する検討や指導資料等の作成に取り組めます。

（6）遠隔・オンライン教育を含むICTを活用した学びの在り方について

○基本的な考え方

ICTはこれからの学校教育を支える基盤的なツールとして必要不可欠であり、心身に及ぼす影響にも留意しつつ、日常的に活用できる環境整備が必要であることが示されています。ICTの活用自体が目的化しないよう、教師と児童生徒との具体的関係の中で、教育効果を考えながら活用し、児童生徒の発達の段階に応じて、教師が対面指導と家庭や地域社会と連携した遠隔・オンライン教育とを使いこなす（ハイブリッド化）ことで、個別最適な学びと協働的な学びを展開することが必要であるとされています。

○教育データを活用した個別最適な学びの充実

教育データ利活用の基盤となるデータ標準化の取組を加速しつつ、学習履歴（スタディ・ログ）等を活用したPDCAサイクルの改善を図ることとされています。

文部科学省においては、令和2年10月に学習指導要領コードを「教育データ標準」（第1版）として公表しました。また、令和2年度に、学校や家庭においてオンライン上で学習やアセスメントができる「学びの保障オンライン学習システム（MEXCBT）」を開発し、約300校の小・中・高等学校で実証を行いました。今後、実証等を踏まえて機能の改善・拡充を図り、希望する全国の学校で活用できるようにする予定です*3。

○デジタル教科書・教材の普及促進

学習者用デジタル教科書の今後の在り方等について、その効果・影響等について検証しつつ、使用の基準や教材との連携の在り方も含め、学びの充実の観点から検討を行うことが提言されており、文部科学省では、令和2年7月より「デジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議」を開催し、普及促進に向けた検討を進めています*4。

*3 参照：第2部第11章第1節

*4 参照：第2部第4章第7節

○高等学校における遠隔授業の活用

高等学校における同時双方向型の遠隔授業の実施について、単位数の算定、対面により行う授業の実施などの要件の見直しを行い、教師による対面指導と遠隔授業を融合させた柔軟な授業方法を可能とし、多様かつ高度な学修機会の充実を図るべきであることが示されました。これを踏まえ、文部科学省においては、「高等学校等における遠隔教育の実施に係る留意事項について」（令和3年2月26日付け 初等中等教育局長通知）を発出し、全日制及び定時制の高等学校等におけるメディアを利用して行う同時双方向型の授業で取得できる単位数の算定方法を弾力化する等、高等学校等における遠隔教育の一層の推進を図るための取組を推進しています。

（7）新時代の学びを支える環境整備について

○基本的な考え方

全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと、協働的な学びの実現により、教育の質の向上を図るとともに、新たな感染症や災害の発生等の緊急時にあっても全ての子供たちの学びを保障するため、GIGAスクール構想の実現を前提とした新しい時代の学びを支える学校教育の環境整備を図ることが必要であるとされています。

○新時代の学びを支える教室環境等の整備

「1人1台端末」や遠隔・オンライン教育に適合した教室環境や「新しい生活様式」も踏まえ健やかに学習できる衛生環境の整備、バリアフリー化の必要性が提言されました。1人1台端末環境に対応した新JIS規格の教室用机等を計画的に整備していくために必要な経費については、令和3年度から地方財政措置が講じられているほか、文部科学省において、空調設備の設置や多様な学習活動に対応できるオープンスペースの整備も含めた老朽施設の長寿命化改修等に対する国庫補助を行うとともに、バリアフリー化については整備目標を示し財政支援を充実させるなど学校設置者の取組を支援しています。また、令和3年1月には「新しい時代の学校施設検討部会」を立ち上げ、新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方やその推進方策について検討を進めています*5。

○新時代の学びを支える指導体制等の計画的な整備（小学校35人学級の計画的な整備）

義務教育9年間を見通しつつ、「1人1台端末」の効果的な活用等による児童生徒一人一人の特性等に応じたきめ細かな指導の充実や、「新しい生活様式」を踏まえた身体的距離の確保に向けて、教室等の実態に応じて少人数編成を可能とするなど、少人数によるきめ細かな指導体制等の検討を進めるべきであるとされました。

このことも踏まえ、義務教育段階の全ての子供たちに対する1人1台端末環境の整備に加えて、その効果を最大化する少人数学級の取組を進めるため、令和3年3月に義務標準法を改正し、約40年ぶりに小学校の学級編制の標準を引き下げました。具体的には、令和3年度より5年かけて小学校第2学年から学年進行で40人から35人へ引き下がっていきます。この学級編制の標準の引下げにより、一人一人に寄り添ったきめ細かな指導、学習機会・活動の充実を図ってまいります*6。

*5 参照：第2部第12章第2節

*6 参照：第2部第4章第12節

(8) 人口動態等を踏まえた学校運営や学校施設の在り方について

○基本的な考え方

少子高齢化の急速な進展による人口減少や、住宅開発等に伴う児童生徒数の急激な増加等により、子供たちを取り巻く状況が変化しても、持続的で魅力ある学校教育が実施できるよう、学校の配置や施設の維持管理、学校間の連携の在り方について検討を行うことが必要であるとされています。

○児童生徒の減少による学校規模の小規模化を踏まえた学校運営

地域の実情に応じて、各設置者が学校規模の適正化の検討を行うに当たっては、教育部局だけではなく、首長部局も含めて分野横断的な検討体制を構築することが重要であり、教育振興基本計画や個別施設計画への反映、新たな分野横断的実行計画の策定などにより、教育環境の向上とコストの最適化を図るべきであることが示されました。文部科学省としても、分野横断的実行計画の策定等のためのガイドライン及び事例集の作成・公表を行っているほか、個別施設計画策定や内容の充実に向けた支援の拡充を図っています。

○中山間地域や離島などに立地する学校における教育資源の活用・共有

中山間地域や離島などの地域に立地する小規模な高等学校においては、自校の教育資源に限りがあるため、複数の高等学校がICTを活用して協働し、それぞれが強みを有する科目を選択的に履修することを可能とし、小規模校単独ではなし得ない教育活動を行うことが求められています。そこで、文部科学省では、令和3年度より高等学校が立地する地元自治体等の関係機関と連携・協働する体制を構築し、持続的な地方創生の核としての高等学校の機能強化を図る学校間連携・協働ネットワークの構築に関する調査研究を実施します。

(9) Society5.0時代における教師及び教職員組織の在り方について

○基本的な考え方

まず、教師に求められる資質・能力として、使命感や責任感、教育的愛情、教科や教職に関する専門的知識、実践的指導力、総合的人間力、コミュニケーション能力、ファシリテーション能力などが挙げられています。

さらに、時代の変化に対応して求められる資質・能力を身に付けるためには、個々の教師が養成段階に身に付けた知識・技能だけで教職生涯を過ごすのではなく、求められる知識・技能が変わっていくことを意識して、継続的に学び続けていくことが必要とされています。

また、学校も、同じ背景、経験、知識・技能をもった均一な集団ではなく、より多様な知識・経験を持つ人材との連携を強化し、更に当該人材を組織内に取り入れることにより、社会のニーズに対応しつつ、高い教育力を持つ組織となることが必要とされています。

○教師のICT活用指導力の向上方策

教職課程において国から提供するICT活用に係るコンテンツの利用を促進するとともに、大学が実践的な内容の授業を確実に実施できる仕組みを構築することが必要であることや、都道府県教育委員会等が定める育成指標において、ICT活用指導力を明確化すること等を通じ、教員研修がより体系的かつ効果的に実施されることが必要であることが示されました。

文部科学省においては、教職課程の学生及び現職教師のICT活用指導力の定着・向上を図るため、ICT活用指導力を身に付けさせることのできる体系的な授業が実施できているか検証を行うとともに、教職課程において教科横断的なICTの活用に関する科目の新設について検討を進めています。また、教師向けオンライン研修プログラムの作成など、研修コン

テンツの提供や都道府県における研修の更なる充実に取り組んでまいります。

○社会人の免許状取得の促進

現在、教職特別課程の修業年限は1年と定められており、社会人等の勤務と学修時間の確保を両立することが困難なため、より柔軟な履修を可能とし、制度の活用を促すことが示されました。

文部科学省においては、教職特別課程の制度を活用する観点から、修業年限の弾力化を図ること（現行の1年を1年以上にすること）について検討を進めてまいります。

○教員免許更新制の実質化

教員免許更新制が教師や人的体制の確保に与える影響について検証するとともに、教員免許更新制や研修をめぐる制度に関して包括的な検証を実施することにより、将来にわたり必要な教師数の確保とその資質・能力の確保が両立できるような在り方を総合的に検討していくことが必要であるとされました。

2 今後の検討課題

答申の最後には、「令和の日本型学校教育」を実現するための、教職員の養成・採用・研修等の在り方や、学校の自主的・自立的な取組を積極的に支援し、社会の変化に素早く的確に対応するための教育委員会の在り方など、今後更に検討を要する事項が挙げられています。

これを踏まえ、令和3年3月には文部科学大臣が「「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方」について中央教育審議会に諮問し、既存の在り方にとらわれることなく、基本的なところまで遡った議論が開始されています。このうち、教員免許更新制については、制度の抜本的な見直しについて具体的な議論を行っていくこととしています*7。

Column No. 01

答申の趣旨を広げていくための広報上の取組

答申の趣旨について周知を図るため、文部科学省では、以下①～③の取組を実施しました。「令和の日本型学校教育」の実現に向けては、文部科学省をはじめとする関係府省及び教育委員会、首長部局、教職員、さらには家庭、地域等を含めた学校教育を支える全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、互いにしっかりと連携することで、必要な改革を進めていくことが求められています。文部科学省としては、答申の内容について関係者の理解が深まるよう、引き続き、あらゆる機会を捉えて丁寧に発信するとともに、答申の具体化に向け、必要な取組を進めてまいります。

【特別開催】オンラインシンポジウム
「令和の日本型学校教育」を語る！
 ～一人一人の子供を主語にする学校教育とは～

中央教育審議会答申「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して」（令和3年1月26日）の取りまとめに賛わられた第10期中央教育委員会のみなさまが、答申に込めた思いや2020年代を通じて目指すべき学校教育の姿を語りまわす。

2021.3.27 (土) 15:00～17:00
 オンライン開催 (YouTubeライブ配信)

登壇者

 黒川 克己 同志国際大学 学長兼副学長兼副学長 (兼加賀中学校校長・特別顧問)	 今村 久美 国立NPO法人カタリバ 代表理事	 山田 龍也 東北大学大学院 人間科学研究科教授
 黒川 克己 一般社団法人地域・教育活性化 プラットフォーム代表理事	 戸ヶ崎 勲 門田市教育委員会 教育長	 神野 元基 株式会社COMPASS ファウンダー

【モデレーター】寺西 雅行 文部科学省広報戦略アドバイザー

【日時】令和3年3月27日 (土) 15:00～17:00
 【開催方法】オンライン開催・YouTubeライブ配信 (アーカイブ配信あり)
 【申し込み方法】定員あり。申し込みはQRコードより実施 (締切：令和3年3月23日)
 URL : <https://pf.mext.go.jp/admission/210327syokotoonlinesympo.html>
 【問合せ先】文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課
 TEL : 03-6734-2749 E-mail : syokyo@mext.go.jp

主催：文部科学省

*7 参照：第2部第1章第1節

①中央教育審議会委員によるオンラインシンポジウムの開催

令和3年3月27日に、「『令和の日本型学校教育』を語る！～一人一人の子供を主語にする学校教育とは～」と題したオンラインシンポジウムを開催しました。答申の取りまとめに携わられた第10期中央教育審議会委員の皆様、答申に込めた想いや2020年代を通じて目指すべき学校教育の姿を語っていただきました。本シンポジウムの模様はYouTubeにてライブ配信を行ったほか、アーカイブ配信を行い、より多くの方々にご覧いただけるようにしています。アーカイブ配信による動画の視聴回数は既に11,000回を超えており*6、日本全国の学校教育関係者の皆様にご覧いただいております。

②総論解説資料の作成

校内研修などの各種研修において活用いただくため、答申の総論部分について、よりポイントを絞った解説資料を作成し、文部科学省ウェブサイトにおいて公開しています。

中央教育審議会 「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して（答申）」【総論解説】

1. 急激に変化する時代の中で育むべき資質・能力

社会背景

【急激に変化する時代】

- 社会の在り方が劇的に変わる **「Society5.0時代」**
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大など先行き不透明な **「予測困難な時代」**
- 社会全体の **デジタル化・オンライン化、DX加速の必要性**

子供たちに育むべき資質・能力

一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要

【ポイント】
 ✓これらの資質・能力を育むためには、新学習指導要領の着実な実施が重要
 ✓これからの学校教育を支える基盤的なツールとして、ICTの活用が必要不可欠

2. 日本型学校教育の成り立ちと成果、直面する課題と新たな動きについて

「日本型学校教育」とは？

子供たちの知・徳・体を一体で育む学校教育

- 学習機会と学力の保障
- 全人的な発達・成長の保障
- 身体的・精神的な健康の保障

【新しい動き】

新学習指導要領の着実な実施

学校における働き方改革 GiGAスクール構想

【成果】

国際的にトップクラスの学力	子供たちの多様化	情報化への対応の遅れ
学力の地域差の縮小	生徒の学習意欲の低下	少子化・人口減少の影響
規範意識・道徳心の高さ	教師の長時間労働	感染症への対応

【今日の学校教育が直面している課題】

「正解主義」や「同調圧力」への偏りからの脱却

一人一人の子供を主語にする学校教育の実現

\ 「日本型学校教育」の良さを受け継ぎ、更に発展させる/
新しい時代の学校教育の実現

*8 令和3年6月15日時点

3. 2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿

2020年代を通じて実現を目指す学校教育
「令和の日本型学校教育」の姿

「全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」

 <p>子供の学び</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓「個別最適な学び」と「協働的な学び」が一体的に充実されている ✓各学校段階において、それぞれ目指す学びの姿が実現されている <p>#個別最適な学び #協働的な学び</p> <p>#主体的・対話的で深い学び #ICTの活用</p>
 <p>教職員の姿</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続けている ✓子供一人一人の学びを最大限に引き出す教師としての役割を果たしている ✓子供の主体的な学びを支援する伴走者としての能力も備えている <p>#教師の資質・能力の向上 #多様な人材の確保 #家庭や地域社会との連携</p> <p>#学校における働き方改革 #教職の魅力発信 #教職志望者の増加</p>
 <p>子供の学びや 教職員を支える環境</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ICT環境の整備により全国の学校で指導・支援の充実、校務の効率化等がなされている ✓新しい時代の学びを支える学校教育の環境が整備されている ✓人口減少地域においても魅力的な教育環境が実現されている <p>#ICT環境の整備 #学校施設の整備</p> <p>#少人数によるきめ細かな指導体制</p>

「令和の日本型学校教育」における「子供の学び」の姿について

<p>「子供の学び」の姿</p> <p>「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる</p>  <p>個別最適な学び 協働的な学び → 一体的に充実 → 主体的・対話的で深い学び</p> <p>授業外の学習改善 → 授業改善</p> <p>「子供の資質・能力の育成」</p>	<p>個別最適な学び【学習者視点】（一人に応じた指導【教師視点】）</p> <p>「子供が自己調整しながら学習を進めていく」</p> <p>指導の個別化</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓子供一人一人の特性・学習進度・学習到達度等に応じ、 ✓教師は必要に応じた重点的な指導や指導方法・教材等の工夫を行う <p>→ 一定の目標を全ての子供が達成することを目指し、異なる方法等で学習を進める</p> <p>学習の個性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓子供一人一人の興味・関心・キャリア形成の方向性等に応じ、 ✓教師は一人一人に応じた学習活動や課題に取り組み機会の提供を行う <p>→ 異なる目標に向けて、学習を深め、広げる</p> <p>協働的な学び</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓子供一人一人のよい点や可能性を生かし、 ✓子供同士、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働する <p>→ 異なる考え方が組み合わせられ、よりよい学びを生み出す</p>
---	---

各学校段階において目指す学びの姿

<p>幼児教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ■小学校との円滑な接続、質の評価を通じたPDCAサイクルの構築等による、質の高い教育が提供されている ■身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で達成感を味わいながら、全ての幼児が健やかに育つことができる 	<p>高等学校教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ■社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力や、社会の形成に主体的に参画するための資質・能力が育まれている ■多様な関係機関との連携・協働による地域・社会の課題解決に向けた学びが行われている ■探究的な学びやSTEAM教育など教科等横断的な学びが提供されている
<p>義務教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ■基礎的・基本的な知識・技能や学習の基盤となる資質・能力等の確実な育成が行われるとともに、多様な一人一人の興味・関心等に応じた学びが提供されている ■児童生徒の学び合いや探究的な学びなどを通じ、地域の構成員や主権者としての意識が育まれている ■全ての児童生徒が安全・安心に学ぶことができる 	<p>特別支援教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ■全ての教育段階において、インクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行われ、全ての子どもたちが適切な教育を受けられる環境整備 ■障害のある子供とない子供が可能な限りともに教育を受けられる条件整備 ■障害のある子供の自立と社会参加を見据え、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備

4. 「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性

学校や教師がすべき業務・役割・指導の
 \範囲・内容・量の精選・縮減・重点化/
 \学校と地域社会の連携・協働/
 一体となって子供の成長を支えていく
 \「二項対立」の陥穽に陥らない/
 どちらの良さも適切に組み合わせて生かしていく
 ■一斉授業 or 個別学習
 ■デジタル or アナログ
 ■履修主義 or 修得主義
 ■遠隔・オンライン or 対面・オフライン

全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現に向けて

改革に向けた6つの方向性

- (1) 学校教育の質と多様性、包摂性を高め、**教育の機会均等**を実現する
- (2) 連携・分担による**学校マネジメント**を実現する
- (3) **これまでの実践とICTとの最適な組合せ**を実現する
- (4) **履修主義・修得主義**等を適切に組み合わせる
- (5) 感染症や災害の発生等を乗り越えて**学びを保障する**
- (6) 社会構造の変化の中で、**持続的に魅力ある学校教育**を実現する

5. 「令和の日本型学校教育」の構築に向けたICTの活用に関する基本的な考え方

【基本的な考え方】

✓ 学校教育の基盤的なツールとして、ICTは必要不可欠なもの
 ✓ これまでの実践とICTとを最適に組み合わせていく

Society5.0時代にふさわしい学校の実現/

- ▶ 学校教育の様々な課題を解決し、教育の質向上につなげる
- ▶ PDCAサイクルを意識し、効果検証・分析を適切に行う
- ▶ ICTを活用すること自体が目的化してしまわないよう留意

(1) 学校教育の質の向上に向けたICTの活用

- ICTを**主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善**に生かすとともに、**今までできなかった学習活動の実施や家庭など学校外での学びを充実**する
 - 特別な支援が必要な児童生徒への**きめ細かな支援**や、個々の才能を伸ばす**高度な学びの機会の提供**など、児童生徒一人一人に寄り添った指導を行う
- #端末の日常的な活用 #ICTは「文房具」
 #ICTの活用と少人数学級を両輪としたきめ細かな指導

(2) ICTの活用に向けた教師の資質・能力の向上

- 教員養成・研修全体を通じ、**教師が必要な資質・能力を身に付けられる環境を実現**する
 - 教員養成大学・学部は**新たな時代に対応した教員養成モデルの構築**や、**不断の授業改善に取り組む教師のネットワークの中核**としての役割を果たす
- #ICT活用指導力の養成 #データリテラシーの向上
 #指導ノウハウの収集・分析

(3) ICT環境整備の在り方

- GIGAスクール構想により配備される端末は、**クラウドにアクセスし、各種サービスを活用**することを前提
 - 各学校段階（小・中・高）における**1人1台端末環境の実現**と、**端末の家庭への持ち帰りが望まれる**
- #デジタル教科書・教材の普及促進
 #教育データの利活用 #ICT人材の確保
 #校務効率化

③教職員支援機構（NITS）「校内研修シリーズ」における動画の作成

教職員支援機構が主体となって作成している校内研修用動画「校内研修シリーズ」において、答申を取り上げ、第10期中央教育審議会委員の荒瀬克己初等中等教育分科会長・新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会長による解説動画を作成・公開しました。動画においては、総論の内容を中心に、実現すべき令和の日本型学校教育の姿やその構築に向けた今後の方向性等について、ポイントを絞って解説いただいています。②でご紹介した総論解説資料と併せ、校内研修等の多様な研修機会でも活用いただけるよう、教職員支援機構ウェブサイトのみならず、文部科学省ウェブサイトにも掲載しており、既に8,100回以上が再生されています*7。

校内研修シリーズ

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して

中央教育審議会
 第10期初等中等教育分科会長
 荒瀬 克己



*9 令和3年6月15日時点

特別寄稿

中央教育審議会 渡邊光一郎会長

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」につきましては、平成31年4月の諮問以来、約1年9か月にわたって審議を重ねてまいりました。

本答申におきましては、「令和の日本型学校教育」の実現に向けて、これまでの日本型学校教育のよさを受け継ぎながら、さらに発展させ、学校における働き方改革やGIGAスクール構想を強力に推進するとともに、新学習指導要領を着実に実施することで、学校教育において個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実することの必要性を示しています。

この答申において申し上げたい点は数多くありますが、私からは答申に向けての審議に際して、「二項対立の陥穽に陥らない」、「多様性と包摂性」という2点を意識していたことを特に強調したいと思います。

「二項対立の陥穽に陥らない」とは、一見対立するように見える概念のどちらかだけを生かすのではなく、どちらの良さも適切に組み合わせて生かしていくという考え方を意味しています。日本の教育の歴史が築いてきた、子どもたちの知・徳・体を一体で育む日本型学校教育と、GIGAスクール構想などの未来志向の新たな動きとを調和させ「令和の日本型学校教育」を目指す、という答申の基本コンセプトをはじめ、答申の背景には随所に「二項対立の陥穽に陥らない」という考え方が存在しています。

また、答申に向けた議論のさなか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という事態が発生しました。このことにより、学校は、ICT環境整備の重要性に加え、学習機会と学力を保障するという役割のみならず、多様化する児童生徒の居場所・セーフティネットとしての役割をも担っていることが再認識されました。そこで、答申に向けては、このような学校の役割を十分に意識しながら議論が行われました。学校教育の「多様性と包摂性」を今後さらに高めていくことは、我が国を含めた世界全体でSDGs（持続可能な開発目標）に取り組み、誰一人取り残さない社会を目指している中で非常に重要であると考えています。

我が国は、Society5.0の時代を迎えようとしています。これは、単にデジタルトランスフォーメーションを具体化した社会を目指すことを意味するのではなく、人中心の創造社会・誰一人取り残すことのない持続性ある社会を目指そうという考え方です。全ての人がそうした時代を生き抜くために必要な力を身につけて活躍できるようにする上で、また、一人ひとりのwell-being（幸せ）を実現する上でも、教育が果たす役割は極めて重要だと考えています。

教育改革については様々な場で議論が行われていますが、中央教育審議会は未来志向でのバックキャスト型の改革を目指す場であると同時に、現場を重視したボトムアップ型の議論を行っていく場であると考えています。常に教育現場の声に耳を傾けながら、幼児教育から初等中等教育、高等教育、生涯学習に至るまで、一生涯を充実して過ごしていくための教育の在り方を検討することが、我々には期待されていると考えています。

今後も、しっかりと現場の声に耳を傾けながら、日本の教育が目指すべき姿について議論を重ね、その実現に向けて尽力してまいります。



中央教育審議会
渡邊光一郎会長